

【議案第3号】二宮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

制定概要

医療や生活支援ニーズが高い高齢者や認知症を有する高齢者などが増加していく中で、地域包括ケアシステム構築を推進する市町村が、高齢者の自立支援に向け重要な役割を担う居宅介護支援事業所の介護支援専門員と積極的に関わり、高齢者のニーズを把握し、ケアマネジメントに対する理解を高めていくことを目的に、介護保険法の一部を改正する法律が施行され、居宅介護支援事業者の指定及び指導監査に関する権限が、都道府県から市町村に移譲することに伴い、本町において新たに条例を制定します。

なお、平成30年1月に改正された指定居宅介護支援事業に関する基準省令（平成11年厚生省令第38号）を反映した条例とします。

1 制定内容

第1章 総則（第1条—第4条）

趣旨、用語の定義及び基本方針等を定めています。

第2章 人員に関する基準（第5条・第6条）

管理者の要件や、従業員の員数（利用者35人又はその端数を増すごとに1人配置）等について定めています。

第3章 運営に関する基準（第7条—第32条）

当該事業を運営するための、管理者の責務、勤務体制の確保及び手続きの内容や具体的な取扱い方針等について定めています。

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）

指定要件の一部を満たさない事業所でも多様な事業主体の参入を促す観点及びサービスの確保が困難な地域等について、市町村の判断により保険給付対象とした場合の運営基準を定めています。

2 対象となる事業所

（1）事業名

条例で定める事業は、介護保険法第8条第24項に規定する「居宅介護支援事業」

を対象とします。

(2) 事業の内容

要介護者が指定居宅介護サービス等を適切に利用出来るよう、利用者の心身の状態や利用者の家族の意向をアセスメント（事前の聞き取り調査）した上で、介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連携・調整を図ります。

(3) 事業所の数（居宅サービス計画作成人数）／（平成 29 年 11 月末）

5カ所

- ・特定非営利活動法人ワーカーズ大空（39 件）《2020/6/30》
- ・介護相談所やまだ（3 件）《2018/9/30》
- ・高齢者支援センターさくら（144 件）《2020/3/31》
- ・二宮町社会福祉協議会ホームヘルパーステーション（75 件）《2020/3/31》
- ・オリーブケアマネステーション（74 件）《2021/3/31》

※参考（町外の居宅介護支援事業所／165 件）

期間は 6 年

3 二宮町の独自基準

(1) 第 3 条 申請者の要件

指定居宅介護支援事業者の指定の資格要件に「暴力団排除」を追加します。

※二宮町暴力団排除条例（平成 24 年 4 月 1 日施行）

(2) 第 32 条 記録の整備

サービスの提供に関する記録の保存期間を「5 年間」とします。

※省令基準では、記録の保存期間を 2 年間と規定しているが、介護給付の返還請求は地方自治法により 5 年間と定められているため、本町では、指定居宅介護支援事業者に対しサービスの提供に関する記録等の 5 年間保存を義務付け、不適正な介護保険給付費の支給があった場合には、遡って返還請求ができるよう規定。

4 施行日等

平成 30 年 4 月 1 日からとします。

ただし、第 16 条第 19 号（国が定める回数以上の訪問介護を居宅サービス計画に位置づける場合は、その利用の妥当性を検討し町に届け出なければならない）の規定については、平成 30 年 10 月 1 日からとする。

また、第 6 条第 2 項（指定居宅介護支援事業所の管理者の要件を主任介護支援専門員とする）の規定については、当条例施行後 3 年間を経過措置の期間とします。

いずれも、基準省令に規定される施行期日に従うものです。

【議案第14号】二宮町介護保険条例の一部を改正する条例

・保険料期間を第7期二宮町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の計画期間にあわせて変更

該当箇所1	第4条第1項から第5項
改正前1	平成27年度から平成29年度
改正後1	平成30年度から平成32年度
該当箇所2	第4条第6項
改正前2	平成27年度から平成28年度
改正後2	平成30年度から平成32年度

・介護保険施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第135号）の交付に伴い、保険料基準所得金額を変更

該当箇所1	第4条第3号
改正前1	190万円
改正後1	200万円
該当箇所2	第4条第4号
改正前2	290万円
改正後2	300万円

・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）の交付に伴い、過料の範囲を変更※

該当箇所	第21条
改正後	
「、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに」を追加	
※過料の対象者に第2号被保険者の配偶者が追加された。	

・過料の額及び納期限に係る規定を追加

該当箇所	第23条
改正後	
第23条 前4条の過料の額は、町長が定める。	
2 前4条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。	

【議案第 15 号】二宮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人
員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介
護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の
一部を改正する条例

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）が交付され、それに伴い介護保険法及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）の一部が改正されたため、本条例を改正する。

・新たな介護保険施設の創設

該当箇所	第 6 条第 1 項 第 45 条第 6 項 第 46 条第 3 項 第 47 条 第 63 条第 3 項 第 73 条第 2 項 第 74 条 第 84 条第 3 項
改正後	「、介護医療院」を追加 ※病院、診療所のうち日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた「介護医療院」を創設。

・利用定員の見直し

該当箇所	第10条第1項
改正後	「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。」を追加
※ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者数を定義する。	
改正前1	する。
改正後1	し、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。

・身体的拘束等の適正化

該当箇所1	第79条第3項
改正後	<p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること (2) 身体的拘束等との適正化のための指針を整備すること (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること <p>※ 身体的拘束等の適正化のさらなる適正化を図るため、委員会、指針、研修を行う。</p>

【議案第 16 号】二宮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備

及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）が交付され、それに伴い介護保険法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）の一部が改正されたため、本条例を改正する。

・新たな介護保険施設の創設

該当箇所	第 7 条第 1 項第 12 号 第 62 条第 1 項 第 83 条第 1 項 第 84 条第 3 項 第 85 条 第 104 条第 3 項 第 112 条第 2 項 第 113 条 第 126 条第 3 項 第 131 条第 4 項 第 153 条第 4 項 第 155 条 第 193 条第 7 項第 5 号 第 194 条第 2 項 第 195 条
改正後	「、介護医療院」を追加 ※病院、診療所のうち日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた「介護医療院」を創設。

・資格要件の緩和

該当箇所1	第7条第2項
改正前1	3年
改正後1	1年
改正後	(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上)を追加
該当箇所2	第48条第2項
改正前2	3年以上
改正後2	1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上)
該当箇所	第7条第5項
	第7条第7項
	第7条第8項
	第33条第3項
改正後	「、午後6時から午前8時までの間において」を削除 ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所・指定夜間対応型訪問介護事業所のオペレーターの要件をサービス提供責任者に1年以上従事すれば充てることが出来るよう緩和する。また、勤務時間の縛りを削除する。
該当箇所3	第40条第1項
改正前3	3月
改正後3	6月
※会議での報告頻度を緩和する。	
該当箇所4	第131条第4項
改正前4	のうち1人以上及び介護職員のうち
改正後4	及び介護職員のうちそれぞれ
該当箇所5	第131条第7項
改正前5	若しくは作業療法士
改正後5	、作業療法士若しくは言語聴覚士
※指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者の看護職員及び介護職員の人員要件の緩和	

・訪問介護員等の基準

該当箇所	第6条第1号
	第47条第1項
改正後	
「(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。)」を追加	

・定員の変更

該当箇所1	第60条の25
改正前1	9人
改正後1	18人
※指定療養通所介護事業所の定員を変更する。	
該当箇所2	第66条第1項
改正前2	する。
改正後2	し、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が一日当たり12人以下となる数とする。
※ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の利用定員を変更する。	

・共生型地域密着型サービスの創設

該当箇所1	第60条の39
該当箇所2	第60条の40
※ 障がい者サービスの指定事業所で基準を満たす場合は、介護保険制度の通所介護の指定を受けることができるようになる。	

・身体的拘束等の適正化

該当箇所1	第118条第7項
改正後	
7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために掲	

げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するととともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

該当箇所2	第139条第6項
改正後	

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

該当箇所3	第159条第6項
改正後	

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

該当箇所4	第184条第8項
改正後	

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※ 身体的拘束等の適正化のさらなる適正化を図るため、委員会、指針、研修を行う。

・緊急時の対応について

該当箇所1 改正後	第167条の2 「第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならぬ。」を追加
該当箇所2 改正後	第170条第7号 「(7) 緊急時における対応方法」を追加
	※ 入所者の急病時における連携方法についての対応方法及び運営規程の義務化。

・サテライト型看護小規模多機能型介護事業所の創設

該当箇所1	第193条第1項 第193条第8項 第193条第9項 第193条第10項 第193条第13項 第194条第2項 第196条第1項 第201条第1項
	※ サテライト型看護小規模多機能型介護事業所の創設に伴い、人員配置等の基準を規定する。

【議案第 18 号】二宮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）が交付され、それに伴い介護保険法及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）の一部が改正されたため、本条例を改正する。

・ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

該当箇所	第 4 条第 4 項
改正後	「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者」を追加
※ 障害福祉制度との連携を促進する（障害福祉サービスを利用していた者が介護保険サービスを利用する際、障がい者相談員とケアマネが密接な連携に取り組む。）。	

・ 公正中立なケアマネジメントの確保

該当箇所 1	第 7 条第 2 項
改正前 1	である
改正後 1	であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第 53 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる
※ 指定介護予防支援事業者は、あらかじめ利用者又は家族に対し、複数の介護支援サービス事業者等の紹介を求めることができることを説明しなければならない。	

・医療・介護の連携の推進等

該当箇所1	第7条第3項
改正後	
3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。	
※ 指定介護予防支援事業者は、あらかじめ利用者又は家族に対し、利用者が入院した場合には、担当ケアマネの氏名等を入院先に伝えるよう説明しなければならない。	
該当箇所2	第33条第14号の2
改正後	
(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。	
※ 指定介護予防サービス事業者等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況等の情報のうち、必要と認めるものを主治医等に提供することが出来る。	
該当箇所3	第33条第21号の2
改正後	
(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。	
※ 主治医に対し介護予防サービス計画を提供しなければならない。	